

歯科保健医療対策事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>歯科保健医療対策事業実施要綱</p> <p>医政発第 0404001 号 平成 15 年 4 月 4 日 一部改正</p> <p>医政発第 0523009 号 平成 18 年 5 月 23 日</p> <p>医政発第 0414005 号 平成 20 年 4 月 14 日</p> <p>医政発第 0206001 号 平成 21 年 2 月 6 日</p> <p>医政発 0225 第 10 号 平成 22 年 2 月 25 日</p> <p>医政発 0330 第 8 号 平成 23 年 3 月 30 日</p> <p>医政発 0405 第 8 号 平成 24 年 4 月 5 日</p> <p>医政発 0515 第 7 号 平成 25 年 5 月 15 日</p> <p>医政発 0324 第 21 号 平成 26 年 3 月 24 日</p> <p>医政発 0410 第 24 号 平成 27 年 4 月 10 日</p> <p>医政発 0330 第 31 号 平成 30 年 3 月 30 日</p>	<p>歯科保健医療対策事業実施要綱</p> <p>医政発第 0404001 号 平成 15 年 4 月 4 日 一部改正</p> <p>医政発第 0523009 号 平成 18 年 5 月 23 日</p> <p>医政発第 0414005 号 平成 20 年 4 月 14 日</p> <p>医政発第 0206001 号 平成 21 年 2 月 6 日</p> <p>医政発 0225 第 10 号 平成 22 年 2 月 25 日</p> <p>医政発 0330 第 8 号 平成 23 年 3 月 30 日</p> <p>医政発 0405 第 8 号 平成 24 年 4 月 5 日</p> <p>医政発 0515 第 7 号 平成 25 年 5 月 15 日</p> <p>医政発 0324 第 21 号 平成 26 年 3 月 24 日</p> <p>医政発 0410 第 24 号 平成 27 年 4 月 10 日</p> <p>医政発 0330 第 31 号 平成 30 年 3 月 30 日</p>

改正後	改正前
<p>医政発 0328 第 9 号 令和 5 年 3 月 28 日 医政発 0626 第 4 号 令和 6 年 6 月 26 日 <u>医政発 0331 第 108 号</u> <u>令和 7 年 3 月 31 日</u></p>	<p>医政発 0328 第 9 号 令和 5 年 3 月 28 日 医政発 0626 第 4 号 令和 6 年 6 月 26 日</p>
<p>第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 (略)</p> <p>第 2 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所の開設者が、病院歯科または地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。 ア 歯科診療に対応する専用の診療室の設置・増改築・<u>改修</u> イ 診療室のパーティションの設置 ウ 診療室内外のバリアフリー化 等</p>	<p>第 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 (略)</p> <p>第 2 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院または歯科診療所の開設者が、病院歯科または地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。 ア 歯科診療に対応する専用の診療室の設置・増改築 イ 診療室のパーティションの設置 ウ 診療室内外のバリアフリー化 等</p>

改正後	改正前
<p>4 設置方針 (略)</p> <p>5 運営方針</p> <p><u>地域拠点病院は、地域における歯科保健医療提供の拠点としての役割（専門性の高い歯科医療の提供や過疎地域を含め地域の歯科医療機関の後方支援機能、入院患者の口腔管理等）を有するものとする。必要に応じて、地域における研修機能も有するものとする。</u></p> <p>また、地域拠点歯科診療所は、<u>地域（二次医療圏等）において、診療に困難を伴う障害者の患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。（一般的な歯科疾患を有する患者の診療を行う場合も含む。）</u></p>	<p>4 設置方針 (略)</p> <p>5 運営方針</p> <p>地域拠点歯科診療所は、<u>一般的な歯科疾患を有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う障害者を含む、地域（二次医療圏）における全ての患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。</u></p> <p>また、<u>地域拠点病院は一般的には歯科疾患を有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う患者への対応や入院患者の周術期の口腔機能管理を行うものとする。</u></p> <p><u>必要に応じて、地域における研修機能を有するものとする。</u></p>